

# 労務通信

2014.5月号

## 改正安衛法案の「ストレスチェック」実施による企業への影響

### ◆改正法案の内容

今国会で成立する見込みの「改正労働安全衛生法案」ですが、その主な内容は次の通りとなっています。

- (1) 化学物質管理のあり方の見直し
- (2) ストレスチェック制度の創設
- (3) 受動喫煙防止対策の推進
- (4) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応
- (5) 外国に立地する検査機関等への対応



### ◆「ストレスチェック制度」の概要

上記(1)～(5)のうち、最も注目されている項目は(2)の「ストレスチェック制度の創設」ですが、その内容は次の通りです。

- ・労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師・保健師等によるストレスチェックの実施(希望者のみ)を事業者<sup>に</sup>義務付ける。ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間、努力義務とする。
- ・ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いたうえで、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

### ◆改正法案成立に伴う企業への影響

改正法案が成立した場合、企業にはどのような影響があるのでしょうか？

まず、ストレスチェックは健康診断の際に行われることが想定されるため、健診項目が増えることにより健診にかかる費用がアップする(企業の負担が増える)ことが考えられます。また、今まで潜在化していた従業員の精神疾患(うつ病など)がストレスチェックの実施を契機に顕在化することも考えられますので、これらの従業員への対応(労働時間の短縮、担当業務の見直し、休職制度の適用、労災申請への対応等)が迫られる可能性もあります。

いずれにしても、施行日(ストレスチェック制度の創設については「公布から1年6カ月」)に向け、対応を検討しておくことが必要だと言えるでしょう。

## 制度改正情報

### ◆雇用促進税制の適用期限が2年間延長になりました！

雇用促進税制の制度が延長され、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間内に始まる事業年度分まで適用されることになりました。

#### ◎雇用促進税制とは・・・

- ・適用年度中に雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ、10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主は所得税）の税額控除の適用が受けられる制度。
- ・雇用者数の増加1人あたり**40万円**の税額控除が受けられます。

適用を受けるためには、適用年度開始後2か月以内に、納税地を管轄するハローワークにあらかじめ「雇用促進計画」を提出する必要があります。例えば、事業年度が平成26年4月1日～平成27年3月31日の事業所の場合、**平成26年5月末までに**「雇用促進計画」を提出していなければ、適用年度中に要件を満たした場合であっても、税額控除を受けることができませんのでご注意ください。

対象となる事業主の要件等詳細は厚生労働省のホームページ、最寄りのハローワーク、税務署へお問い合わせください。

#### ○雇用促進税制

→ [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/roudoseisaku/koyousokushinzei.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudoseisaku/koyousokushinzei.html)

## 事務所よりひとこと

### ◆ハローワークの求人票、記載にはご注意ください！

最近、ハローワークに求人票を提出する際、『以前に比べて厳しくなったな・・・』と感ぜられることはありませんか？この背景には、『公開している求人票の記載内容が、実際の労働条件とかけ離れている』という苦情が多数寄せられ、厚労省が対策を強化していることがあるようです。

いわゆる「ブラック企業」が社会問題となっている昨今、求人票との食い違いがブラック企業への入り口になっているとの指摘を受け、厚労省が平成24年度に全国のハローワークに寄せられた申出について調査したところ、求人票の記載内容と実際の労働条件が異なるといった申出が7,783件に上ったそうです。

今までと全く同じ内容の求人票を作成して持って行ったのに、窓口で受け付けてもらえない場合があります。その際は、今一度内容をチェックしてみてください。曖昧な表現、グレーゾーンと言われかねない記載はありませんか？「ブラック企業」という印象をもたれないためにも、記載はしっかりと！！